

令和4年度第2回特別支援教育連携協議会

日時：令和4年7月25日（月）10:00～12:00

場所：県庁8階 教育委員会室 オンライン併用(ZOOM)

1 開 会

2 あいさつ

3 事務局説明

4 協議事項

第3次長野県特別支援教育推進計画 骨子案について

樋口座長

初めに、この協議会は、個人情報を含む協議事項については非公開としますが、その他は公開を原則としたいと考えております。よろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議がなければ、そのように行ってまいります。

それでは、協議に入る前に、事務局から説明をいただきたいと思います。

事務局からの説明をお願いします。

事務局

最初に、横向きの冊子「特別支援教育連携協議会 委員からいただいた主なご意見」を御覧ください。

昨年度から延べ3回、委員の皆様から第2次長野県特別支援教育推進計画の課題や成果、今後の方向性についてたくさんの御意見をいただきました。これらの貴重な御意見を基に、事務局の考えた次期特別支援教育推進計画の骨子案について、本日は御意見をいただきたいと思います。

それでは、「第2次長野県特別支援教育推進計画概要」が表紙の資料を御覧ください。

1 ページ目は現行計画の構成です。次期計画も、小・中学校、高等学校、特別支援学校、地域連携・教育支援の四つの項立てで考えています。この構成についても御意見をいただければと思っております。

2 ページ目の基本方向についてお願いします。現行の推進計画では、障がいのある子が自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすとともに、障がいのない子も含めた全ての子が、仲間と出会い、関わる中で多様性を認め合い、多様な他者につながる力、多様な価値観の中で問題を解決していく力を育むこと目指し、計画の基本方向を「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」として取り組んできました。このことは、引き続き目指すべき重要な方向性であり、以下の視点も加えて、第3次の計画においても、目指すべき基本方向として継続していきたいと考えます。

一つ目の「主体的・探究的な学びの追究」という視点では、今の子どもたちを取り巻く社会環境が急速に変化する中、自ら考え判断して行動を表現する力を育むことが必要になっており、特別支援教育に

においても引き続き子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点を大切にしていきたいと考えています。

同時に、こうした学びを実現できる学習環境の整備を進めていく必要があります。

二つ目の視点は、「個別最適な学びを保障し、多様性を包み込む教育を推進」です。発達障がいや医療的ケア支援等、家族支援も含めた多様な教育的ニーズに応えるため、多様な専門性や支援機能を発揮していくことが求められています。ICTの効果的活用も同様です。

三つ目の視点は「社会とつながり生涯につながる学びの創造」です。社会との連携及び協働による教育活動の充実と同時に、社会全体の「障がいの社会モデル」の受止めが広がっていくことの重要性が高まっています。

こうしたことを実現していく中で、全ての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育を目指し、子どもにとっても、社会にとってもウエルビーイング、つまり、一人一人の多様な幸せにつながる教育を具現化したいと考えます。

それでは、特別支援教育をめぐる最近の動向の冊子を御覧ください。55ページにありますが、探究やウエルビーイングというキーワードは、現在計画作成中の「長野県教育振興基本計画」の基本理念とのつながりも考慮しています。

同じく、その冊子の最初のページにお戻りください。最近の動向について資料を集めてみました。主なものについてお伝えします。

1の四つ目の○は、学校を構成する空間機能を高め、インクルーシブデザインの視点や地域との共生等も大切に、ハード・ソフト両面の改革を行う県立学校建替え時に活用する「長野スクールデザイン2020」の策定、これはNSDプロジェクトとも呼んでいます。

2の三つ目の○は、前回も話題に出ました、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について、文科省から通知が出されています。

同じく1ページ目の一番下の医療的ケア児支援法の施行、医療的ケア児等支援センターの設置がなされています。

次のページの一番上、本県独自の発達障がい診療人材育成事業がなされています。

7番、前回も触れましたが、「障がいもある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」、8番の学校における働き方改革推進のための方策等、今後推進計画を策定する上で踏まえておきたい動向をまとめさせていただきました。

それでは、先ほどの計画概要が表紙になっている資料にお戻りください。3ページ目。各項立てごとに主な現状、詳しくは別冊資料7月25日更新版を御覧ください。

課題、そして皆様からいただいた主な御意見を基に、今後実現可能な主な取組案を下の四角の中にお示しました。特に、下線部は力を入れてやっていきたいところです。

最初に、小・中学校についてです。発達障がいのある児童生徒が増加し、特別支援教育の必要性が高まる中、LD等通級指導教室を増設してきましたが、全国と比べ、まだ在籍率が低い現状があり、バランスの取れた適切な学びの場の整備が必要です。また、特別支援教育コーディネーターへの負担増加や専門性向上といったことも課題になっています。

そこで、委員の皆様からの意見も踏まえ、下の四角の中にあるような今後実現可能な主な取組案を考えました。

(1) 多様性を包み込み、全ての児童生徒が安心して学べる学級ということで、通常の学級における個々の特性に応じた多様な学びの保障、教師の専門性向上への支援強化に力を入れたいと考えます。具体的な案ですが、認知特性へのアセスメントと特性に応じた支援の研究を上げさせていただいております。

(2) 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備では、教育環境の

基礎整備、適切な学びの場の適切な判断、決定の仕組み、教員の多様なニーズへの対応に力を入れていきたいと考えます。例えば、通級による指導の基礎定数化以降を見据えた特別支援学級・通級指導教室の運用の研究等です。

(3) 学校全体がチームで支援していくための体制づくりでは、学校解決力を高める工夫、多様な関係者との協働、不登校等、多様なニーズへの対応等に力を入れていきたいと考えます。例えば、「適切な学びの場ガイドライン」を踏まえた校内検討の徹底等です。

次に、高等学校についてです。中学校特別支援学級の卒業生の約4分の3が高校に進学したり、全ての県立高校に発達障がい診断がある生徒が在籍したりする中で、高校でも特別支援教育に係る支援力の向上が求められています。また、卒業後を見据え、外部との連携した支援が継続するよう情報の引継ぎが必要とされています。

(1) 特別支援教育に係る支援力向上については、実態・ニーズの把握、全ての教員の理解と支援力の向上、校内と地域の支援体制の強化に力を入れたいと思います。例えば、特別支援学校との交流人事による中核的人材の育成等です。

(2) 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備として、通級指導教室の充実、高校にある特別支援学校分教室との連携、中学校との情報共有・連携強化に力を入れたいと思います。例えば、通級指導教室の未設置地域への設置等です。

(3) 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化として、特別支援学校の就労支援との連携、市町村や圏域の教育・医療・福祉・労働等との連携強化に力を入れたいと思います。例えば、特別支援学校の就労コーディネーターによる支援等です。

次に、特別支援学校についてです。特別支援学校の施設の老朽化・狭隘化について、計画的に整備する必要があること、多様化する実態に対応するために高度な専門性や支援機能が必要であること、各校に編成した専門性サポートチームの支援の充実が求められていることなどが上げられます。

具体的な取組案は、(1) 特別支援学校の環境整備としては、整備基本方針に基づいた施設整備、必要に応じた校地の確保、設備等の計画的な整備に力を入れていきたいと思います。例えば、個のニーズに応じた学び、先ほどもお話ししたNSDプロジェクト、「長野県スクールデザイン2020」の推進等です。

(2) 多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化については、ICT活用等による個のニーズに応じた最適な支援、外部人材の活用、寄宿舎における支援の充実を力を入れたいと思います。例えば、OT、PT、心理士等の配置の検討です。

(3) 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・生涯学習の充実では、新たな就労形態、企業等と連携した就労モデル、地域や大学と連携した余暇利用や地域での学び等の促進について力を入れたいと思います。例えば、スポーツ・芸術分野等の生涯学習支援体制等との連携です。

(4) インクルーシブな教育を支えるセンター的機能では、小・中・高への多様なニーズへの支援強化に力を入れたいと思います。例えば、特別支援学校の地域連携室の設置等です。

最後に、地域連携・教育支援についてお願いします。ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実のために、個別の教育支援計画の活用が大切であること、通級指導教室の学びの場の整備が徐々に進む中、特別な教育課程編成の実態把握や就学判断プロセスの共有が必要であること、共生社会づくりの実現を意識した交流先との多様化や、交流の内容・頻度の充実が必要であることなどが上げられます。

そこで、(1) ライフステージに応じた支援の充実として、圏域ごとの重層的な連携支援システムの見える化、保健・医療・福祉・労働・教育等のさらなる連携強化に力を入れたいと思います。例えば、地域の特別支援教育連携協議会機能を有する組織の明確化等です。

(2) 就学相談・教育支援の機能強化支援では、市町村間で現状・課題の共有、就学判断や学びの場の見直しの在り方、最適化の検討について力を入れていきたいと思います。例えば、就学判断プロセスに

おける発達障がい者専門医との連携・協力体制の明確化等です。

(3) 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進では、地域とのつながりの中で「互いを知り、共に育つ」機会の推進について力を入れていきたいと思えます。例えば、地域資源の開拓・活用のためのコーディネート機能等です。

(4) インクルーシブな教育を支えるセンター的機能では、地域の組織連携・多様な相談支援関係機関との連携強化を図りたいと考えています。

以上、今回の資料についての説明をしました。基本方向の実現に向けた取組の項目として適切か、現在の取組についてさらに強化すべき点はあるか、今後新たに取組むなどの具体的な案はあるかという点について、それぞれのお立場から御意見をいただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

樋口座長

ただいまの御説明について御質問がありましたら、リアクションで挙手をしてお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。では、ありましたら途中を出していただけたらと思えます。

それでは、今までの連携協議会、専門家委員会や教育支援委員会等の検討を踏まえ、事務局から提案のあった次期特別支援教育の骨子案、資料の四角で囲まれた部分ですが、ここについて御意見をいただきたいと思えます。先ほど事務局からもありましたが、一人2分程度の端的な御発言に御協力をお願いします。

発言される方は、リアクションボタンを押して挙手をお願いします。指名後、ミュートを外して御発言ください。

では、最初に、基本方向についていかがでしょうか。

米倉委員

基本方向について、まず前文になるところかと思うのですが、この部分には、日本も批准している障害者の権利条約や憲法についてしっかりと記載をしていく必要があると考えています。憲法や障害者権利条約で書かれている人権の尊重や差別の禁止、他の者との平等、発達を保障するといった視点で今の現状を見たときに、まだまだ課題はたくさんあると思えます。次期推進計画がこれらの課題を改善して子どもたちの人権を尊重した豊かな教育を行っていくことを示すためにも、基本方向の中に位置づける必要があると思えます。

また、豊かな学びを保障するために、学習空間の整備を進めていく必要があるという記載があるのですが、人的配置について外部の様々な人材や資源を活用といった記載に留まっています。これまで以上に多様な専門性や支援機能を発揮することが求められているとありますが、やはり教職員の配置増は絶対に必要であると思えます。基本方向の中にも記載をしていただきたいと思えます。

樋口座長

ありがとうございました。御意見ということでよろしいですね。

竹内委員

よろしく願いします。基本方向になるか分からないのですが、どこでお話しすればいいか分からなかったの、ここでさせていただきます。

基本的な概要のところ、4本、小・中、高等学校、特校、地域連携と出ているわけですが、今、手書きで書いたのですが、見えますか。それぞれの四つの柱が別々だと、やはり縦割り行政なのかと、いつもそう感じています。共有する部分もありますし、小・中でつながったり、特別支援学校とつなが

ったり、それを取り囲むのが地域連携だと思うので、なかなかそういうものを計画に載せるのはすごく難しいことだと思うのですが、こういう共有部分といいますか、のり代が厚くなるようなことを、やはり今後、長野県がやっていけるといいのかなと、全体像としては思っています。

樋口座長

ありがとうございました。大変重要なところだと思います。それぞれがばらばらではなく重なり合う、連携というところを竹内委員が示してくださったような図的なもので表せたらいいのではないかと思います。

事務局で何かこのような全体図を俯瞰するようなものはどこかにありましたか。

事務局

今、第2次の計画の中では図を入れさせてもらっていますが、竹内先生がおっしゃってくださったような視点ではないので、今後概要図をつくとすれば、その中で考えていきたいと思っております。

樋口座長

どうもありがとうございました。今のところは、先ほどのような概念図はないということです。

一番下の「社会とつながり生涯につながる学びの創造」のところの、「障がいの社会モデル」の受止めというところですが、ICFが出されたときには、医学モデルと社会モデルのバランスをうまく取ったのがICFという説明がされていたと思いますので、「医学モデルと社会モデルのバランス」という言い方をしたほうが公平というか、客観的かと私は思っております。

永松委員が挙手されていますので、お願いします。

永松委員

基本方向の資料について2点お願いします。

1点は、第3次の今回の推進計画の基本方向ですので、少なくとも障害者権利条約は多少触れたほうがいいと思っていましたので、先ほどの米倉委員の御指摘と同様です。

もう一つは、この資料の一番下になるのですが、「well-being」という英語のままのつづりで記載されています。これは特別支援に限らず、教育委員会全体としてこのウエルビーイングを一つのキーワードとして今取り組んでいらっしゃるの存じ上げていますが、この冊子を初めて見る、あるいはじっくり今まで読んだことのない、そういう人たちのことも考えると、ウエルビーイングを一体どういう意味で使っているのかという説明は、やはり注釈でも結構ですであつたほうがいいと思います。

まだまだインクルーシブ、あるいはICTなども、全ての県民が共有しているとも言えないのですが、特にウエルビーイングは最近非常に出てきた言葉ですので、そういう説明をお願いしたいと思いました。

樋口座長

用語ということで、一般の県民に分かりやすいのかというお話だったかと思えます。一般の県民に分かりやすいのかというと、学校関係者ではない保護者の立場からいかがでしょうか。市川委員など、こういった用語関係はどう感じていらっしゃいますか。急に指名してすみません。

市川委員

聞き慣れない言葉がいっぱい、調べながらすみません。本当に分からないのですが、ちょっと聞き慣れなくて、インクルーシブも最初は全然意味が分からなかったの、何とも言えないのですが、分

かりやすいか分かりにくいかと言えば、分かりにくいです。申し訳ありません。

保護者としては、本当に横文字にされてしまうと何の意味も分かりません。ですので、もう少し分かりやすくしていただけたら、こうしたほうが良いと言いやすいと感じます。

樋口座長

ありがとうございます。教育関係者が話をしているうちに、いつの間にかお互いに分かっているつもりになっている言葉についても、恐らく、我々の中でもかなり解釈にずれがある言葉があるような気がします。できる限りこの横文字については、多分、一番最初に出てくるインクルーシブなど、私も以前、インクルーシブ教育システムとインクルーシブな教育の違いは何だとしょっちゅう聞いていたことがあるのですが、もう一回、分かりやすさということでも見直す必要があると思いました。ありがとうございました。

少し予定の時間よりは早いのですが、多分どこかでものすごく御意見をいただけるのではないかと考えていますので、もし伝え切れない御意見、あるいは後で思いついたことがありましたら、意見記入用紙に記入して、またお送りいただければと思います。

次は、小・中学校です。資料の3ページのところに行きます。「I 小・中学校における特別支援教育の充実」のところではいかがでしょうか。

米倉委員

課題の三つ目の○についてお願いします。特別支援学級や通級指導教室を増設してきたとあって、それはやはりニーズがあったためだと思っているのですが、その後の矢印が続く部分が、全国と比べて通級指導教室の在籍率が低く、特別支援学級の在籍率が高いので、バランスを取っていく必要があると記載がされていると思います。

長野県では、通級指導教室で学びたくても、13人そろわないと地域のところで開設されないなど、なかなか地理的な課題も大きいのではないかと考えていますが、こういった現状から、学びを保障していくために、特別支援学級を増やしてきたという努力があったのではないかと理解をしています。

課題の記載のように、全国との在籍率の比較やバランスといった視点のみでは、全ての子どもたちにとって適切な学びの場というのは保障できないのではないかと考えています。今後の主な取組・骨子(案)の(2)に「連続性のある多様な学びの場」の整備とありますが、やはりそれを実現するためには、ニーズのある子全員が通級指導教室を受けたければそれを選択できるような増設を進めていく必要があって、今後の取組にもぜひ位置づけていく必要があるのではないかと考えています。

樋口座長

通級指導教室の増設というところの御意見かと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。小・中学校のところです。

熊谷委員

今の話に少し関係するところもあるのですが、今、割と特別支援学級でもなかなか居場所の確保が難しいお子さんが増えているのを感じています。不登校も含めてですが、保健室や相談室など特別支援学級ではないところで、もう少し小集団で多様な居場所が学校の中には必要ではないかと感じています。

特に、各中学校でも本当によく学校体制を考えながらやっつけらる印象があるので、多様な居場所の確保みたいなのも入れていただけたらいいと思います。

松嶋委員

今後の主な取組・骨子（案）の（２）に関わって、「連続性のある多様な学びの場」を整備していくという中で、その下の下線が引かれている部分の「判断・決定の仕組み、そして教員の多様なニーズへの対応」という部分も分かるのですが、これもやはり児童生徒の立場で考えていくことが大事だと思うと、教員のニーズもあるけれども、やはり一人一人の子どもたちへの多様なニーズにどう対応していくかという学びの場の整備ではないかと、ここからは感じます。

もう一つ、これを整備していくときに、例として特別支援教育コーディネーターを支援するリーダーということが例示されていますが、これはとても大事なことで、ありがたい方向だと思っています。今年、特別支援学校でも特別支援教育課の取組の中で ICT に関するブロックのリーダーであるとか、行動面で非常に配慮が必要な児童生徒への支援をサポートしてくれる、そうしたリーダー等が県内で位置づけられて、各校と一緒に課題解決に向けて取り組んでもらう伴走型の支援といえますか、こういうことで大変いい方向だと思っています。

小・中学校でも、就学や学びの場を考えていくことはなかなか難しい部分もあると思うので、そこをサポートする仕組みはとてもいい方向なので、ぜひ進めていただければと感じています。

樋口座長

ありがとうございました。小・中学校にも同様の仕組みがあったらよいということですね。

赤塚委員

同じく（２）のところですが、特別支援学級・通級指導教室の運用の研究という、この辺のところは私もここに書いてあるとおりで賛成です。

加えて、前回も意見を述べさせていただきましたけれども、4月に出された文部科学省からの通知の中でも、特別支援学級における自立活動の充実が重要だと示されていることや、特別支援学校判断の児童が結構、知的障がいのある特別支援学級にいろいろな実態をお持ちの児童も入学・入級しているという地域の状況なども見たりすると、特別支援学級における児童生徒のニーズに合った自立活動の指導のさらなる充実というようなことも例として挙げていただいてもいいのかと考えています。この辺は、先ほどの特別支援学級でも居場所がないケースもあるという話などとも関連してくると思いますので、そのように考えています。

片山委員

今、赤塚委員の中でも話題になりました、文部科学省の375号通知については、現場でもとても重く受け止めています。この通知が出ている中でこの計画の策定がなされることについては、ぜひこの通知にあるようなことが盛り込まれるといいと思います。

現場では、週当たりの特別支援学級での指導時数が半分とか、自立活動の時間の重要性などが数値として出ているので、どのように今ある自校の特別支援学級を適合させたいのかということについては、様々な議論がなされているところです。

ただ、私が危惧するのは、自立活動について専門的にきちんと計画できる担当が意外に少ないということ、それから、自立活動の「活動」という言葉に目が行って、例えば SST のようなことを形だけやればいいのかという理解へ進んでしまうのではないのかということも危惧しています。形だけの SST が頻発され、そして子どもの本当の自立につながっていかない事例が出てきてしまうのではないのかということです。

私は、この中でも、自立活動については特別支援学校のセンター的機能でも触れられていますし、様々

なことが計画に入っているのですが、ぜひ自立活動の質的な向上に関してコミットしてほしいと思っています。例えば、自立活動については、特別支援学級にいるお子さんは週の半分以上通常の学級にいるようになったら、在籍を外される可能性がある。高等学校に行く可能性も高い、そして社会に出ていくときに、生涯にわたって自分が自ら生きていく力をつけるという意味ではとても重要な活動なので、県においては、この375号通知に見合った自立活動や特別支援学級の在り方についてお示しいただきたいし、今ある特別支援学級ガイドラインや学びの場の見直しのリーフレットなども数値が違っているので、また新たに策定していく必要があると感じております。よろしく申し上げます。

樋口座長

今のことは事務局とも関わると思うのですが、今回、資料でも示していただいた、特別支援教育をめぐる最近の動向のところでも通知について載せていただいて、私も初めてデータ等を読ませていただいたのですが、何か事務局で片山委員の御指摘の点で計画していることはありますか。

事務局

特に今、何か通知等について計画してはいないのですが、先ほど片山委員のお話にもありましたような内容も踏まえた計画にしていきたいと考えております。

竹内委員

(1)の多様性を包み込みということで、これからのニーズはどんどん高まっていくと思うのですが、その多様性が表面化してくるかどうかという根底にもなってくると思いますが、やはり通常学級における授業改善というか、授業の充実というところは大前提として外してはいけないと思います。ですので、ここには出てきていないのですが、信州型ユニバーサルデザインの考え方、教員が目前にいる子どもたちをどう捉え、しっかり見て自分の授業を振り返っていくという、その授業改善のスタンスというのは、環境整備とはまた違うところで根底としてこれからも引き継いでいかななくてはいけないと思うので、どこかに載せておくか、今回この会議にもいろいろな課の方が出席されていますが、連携を取って、せっかくこれまでの長野県の先生方が積み上げてきたものをまとめていただいているので、これからも継続していくといいのではないかと思います。

樋口座長

信州型ユニバーサルデザインというお話がありましたが、これはたしか特別支援教育課ではないというお話でしたよね。関係している課の方は本日出席されているのでしょうか。

学びの改革支援課

私も本年度担当になったばかりで十分な理解ができていないところですので、また確認をしてお伝えできるようにしたいと思います。

樋口座長

先日、授業で学生から質問があって、ユーチューブに信州型ユニバーサルデザインという説明の動画があることを私は初めて知ったのですが、立派なことをされてきたんだなと思いました。またよろしく申し上げます。

永松委員

小・中に限ったことではなく、今回の提案の仕方そのものに関わるところでの意見と質問が1点あります。

まず、これはお願いというか提案ですが、この後、「2 課題」と、「4 今後の主な取組・骨子(案)」という構造で資料がつくられていくのですが、2番の課題と4番の取組・骨子の対応関係がもう少し分かりやすくなっているといいと、資料全体を見ていて思ったところです。

恐らく今後、この第3次において、こんなことをやりたい、こんなことをやるという提案を裏づける現状の分析が課題に当たると思っていますので、たまたま小・中で見ると、五つの課題が挙げられていて、今後の主な取組として三つ挙げられています。多分、課題の1番と2番が(1)に当たって、3番が(2)に当たってという構造にはなっているのでしょうけれども、資料全体を通して、もう少し分かりやすくていいかと思いました。

それと、これは簡単な質問です。この資料の個別の指導計画の策定状況で、R2年が小学校が77.8%、中が63.1%と書かれていますけれども、この分母が何か分からなかったのも、今分かれば教えていただけるとありがたいです。

最後に三つ目です。今後の主な取組は一番、推進計画の提案事項になっていくと思うのですが、どのレベルまで提案をしていくことが求められるのかというところです。いわゆる大枠だけ提示をしていくのか、具体的などころはその推進計画を受けてさらに別に策定していくのか、その辺の役割分担を教えてくださいと思います。

例えば、(1)に「専門性向上への支援強化」ということで文末を結びつけてあります。支援強化そのものは間違いなく必要だと思うのですが、多分、施策で必要なのはこの支援強化のために何をやるうとしているのかが必要になってくると思いますので、書きっぷりによってはかなり総花的な提案になってしまうので、私としては、重点的に第3次ではどこを進めようとしているのか、あるいはどんな戦略で取り組もうとしているのかを、もう少し出してほしい気はしております。

樋口座長

事務局で幾つかお答えいただかなければという御質問だったと思います。

まず、「2 課題」と「4 今後の主な取組・骨子(案)」の対応について、先ほどの御指摘についてはいかがでしょうか。

事務局

今後、そのような整合性についても、きちんと整理していきたいと思っております。

樋口座長

上に書いてある個別の指導計画の策定状況について、ここの分母は今、分かりますでしょうか。

事務局

これは少し表現に言葉足らずのところがあるのですが、通常の学級に在籍している児童生徒で、支援の必要なお子さんたちが分母であります。通常の学級における個別の指導計画の策定状況の数値ですので、特別支援学級は当然100%となります。

樋口座長

完全に100%ですよね。通常の学級において、支援を必要だとされた児童生徒に対する作成の状況と

ということです。ありがとうございました。

それから、最後の第3次について、戦略といいますか、どのぐらいのスケール、枠組みで出していくつもりなのかについて、現時点で何かお考えはありますか。

事務局

今回、シートが4枚あり、それぞれ現状と課題と御意見と、今後の主な取組ということで、4番は「今後の主な取組・骨子（案）」と書いてあるのですが、まだ骨子案まで至らないような、その前段のまとめになっています。ですので、第2次の計画の構成を基に、それぞれ下線を引いた部分については、どこに着眼して重点的にやっていくポイントはどこか、今まで以上に強化していかなければいけないのはどこかという例を示させていただき、今日御意見をいただいたところです。今後は、先ほど永松委員からお話しいただいたようなもう少し書き込んでいくという作業をしたいと考えています。

まだ何度か協議会がありますので、次回しっかりと骨子案の先ものを提示させていただき、それについてまた御意見をいただければと思っております。少し前段のもので申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

永松委員

了解しました。

樋口座長

それでは、時間の関係もありますので、今挙げておられる3名の方、熊谷委員、松嶋委員、米倉委員の順でお願いします。

熊谷委員

先ほど私が発言したところでもう少しお伝えしたいことがあります。

学びの場と居場所の多様化や確保のところ、やはり特別支援学級になかなか入れないお子さんがいたり、中間教室を利用となるのですが、中間教室の役割があまりよく分からないところがあって、学校に戻すための場所というところもあったり、居場所確保だったり、そこら辺の中間教室の役割がはっきり出ているのか、外部の者からするとよく分かりません。

なかなか居場所がないから、今、放課後デイサービスを居場所にみたいな感じがあるのですが、放課後デイサービスは教育の場ではないので、学校で居場所がないから放課後デイというのも少し違うと私は思っております。教育の中での本人の学びの場だったり、居場所の多様化みたいなところをこれから考えていけるよう、課題などに上げていただけるとありがたいと思います。

樋口座長

不登校と特別支援教育もどうやって仕分けといいますか、連携・協力して支援していくのか、なかなか分かりにくいところだと思いますが、それも含めて盛り込んでいただけたらという御意見かと思えます。

松嶋委員

今後の取組の（1）に関わるところで、先ほど竹内委員からの授業改善等のお話にも関係してくるところです。個々の特性に応じた多様な学びを保障していく中で、議論はもう少し先に行くと具体的に出るのかもしれませんが、どうしても今までのところでは、学級において困難な状況というときに、どう

しても対人関係や学習内容、学習に関わってできない部分に目が行きがちになりますが、やはりこれからの特別支援教育、小・中学校、高等学校を考えていくときに、例えば、最近話題になる、ある部分で特異な才能を発揮する、そういった子どもたちのところへどう支援をしていくか、その子たちも学びやすいように考えたときに、学びの場も含めて支援の体制を今後考えていくことが必要になるのではないかと思います。

先ほど永松委員からもありましたが、専門性の向上や支援強化で何をやろうとしていくのか、それを誰がどんな形で進めていこうとするのが今後話題になるときに、例えば、小・中学校の場合に、特別支援教育課でも進めながら学びの改革支援課で授業づくりや学級経営というところに踏み込んでどう連携していけるのか、そういう具体的な横のつながりが行われて下支えをしていただくことで、実際に学校現場でも動いていけるのではないかと思います、そういうこともトータルしてこれから考えていけるといいと感じています。

米倉委員

先ほど、文科省からの通知の件は片山委員からお話があって、現場の受止めはかなり重たいと思っています。

今後の取組の（3）について、例のほうに「適切な学びの場ガイドライン」を踏まえた校内検討の徹底とありますが、やはりその方向で個々のニーズに応じた学びの場の検討が必要だと思っています。

あわせて、このガイドラインに沿って校内の検討を進めるときに、やはり中心になってくるのは特別支援教育コーディネーターの方だと思います。様々な場面で専門性の向上が言われて、さらには負担軽減ということも今回併せて記載されているのですが、これはやはり専任配置を進めないと困難ではないかと考えます。県として、特別支援教育コーディネーターの専任配置をしている都道府県もあると思うので、ぜひこの点については他県の取組なども研究をしていただいて、専任配置を進めていただきたいと思っています。

樋口座長

専任配置はなかなか厳しいところだと思いますが、毎回話題になりますので、特別支援教育コーディネーターの小・中学校への専任配置について、何か事務局で考えていることがありましたらお答えいただけるとありがたいと思います。

事務局

特別支援教育コーディネーターの専任配置について、特別支援教育コーディネーターの必要性といますか、役割というものは年々高まってきていて、多くの役割を担っていただいていることについては非常にありがたく思っておりますし、我々も特別支援教育コーディネーターの皆さんを支える体制を組んでいくことが非常に大事だと思っております。

いずれにしても、特別支援学校の教員全体では、国で考えている標準的な教員の配置とまだ乖離がある状況の中で、我々ではできるだけ学校の教員の体制を強化しながら、できるところをやっていくということです。専任配置については国でやれる部分も当然ありますので、国にも要望等をしていきながら、あるいは校内の教員の体制を充実する両方でやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

樋口座長

現在、義務教育の教員配置の中には特別支援教育コーディネーターとしての配置がない状況で、他の都道府県は、恐らく何らかの方策を取って、国の基準に反しない範囲で何とかしているということだと

思います。大変なところだと思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、時間になりましたので、小・中学校でまだ御意見がある方は、意見提出用紙に書いて御提出をお願いします。

次に進みたいと思います。次は高等学校について、資料の4ページになります。

「Ⅱ 高等学校における特別支援教育の充実」でいかがでしょうか。高等学校ですので、まずは上原委員、お願いできますか。

上原委員

まず、今後の主な取組の(1)(2)のところに关わる点です。75%の生徒さんが高校進学しているのと、通級教室の設置が3校という現状から見ましても、高校で特別支援の拠点校の設置をぜひお願いしたいと思います。

また、生徒のニーズはあるのですが、それに応えられない現状もあります。そうしますと、やはり職員の定数増や職員の専門性を持った方を育成して、それを広げていく、または、高校間連携も今はありませんので、なるべく拠点校をつくることにより、高校間の連携も取り、それから働き方改革にもつながるのではないかと考えています。

先ほど、米倉委員からも特別支援教育コーディネーターの専任という話も出たのですが、やはり高校現場でも特別支援教育コーディネーターの専任をぜひお願いしてくださいという職員の声もありますので、お願いしていきたいと思います。

それから最後になりますが、今、高校再編の2期ということで、各地区で始まっているかと思っています。新しい学校づくり、学びづくりで議論されていると思いますが、そこにもこの特別支援教育の視点みたいなものを取り入れて、新しい学校づくりに生かしていただければいいと思います。

樋口座長

上原委員、先ほどの拠点校というイメージについて、どんなことをするのが拠点校ということでしょうか。

上原委員

高校が中心になり、高校の拠点校というイメージです。

樋口座長

通級指導の拠点ということでしょうか。

上原委員

はい。特別支援教育ということです。

樋口座長

そうしますと、例えば、通級指導に関しても拠点校から教員が巡回して行って、付近の高校とか、そんなイメージですか。

上原委員

はい。

樋口座長

ありがとうございました。

赤塚委員

先ほど上原委員からお話がありましたけれども、(2)の通級指導教室の充実に関して、設置されている高校についても、やはり生徒のニーズにまだ十分応えられていないようなところも実際にはあると思います。

それから、ほかの高校にも実際に通級を利用するニーズをお持ちの生徒はたくさんいらっしゃるのが現実です。そういうことを考えると、この4ページのところには通級指導教室の未設置地域への設置が挙げられていますけれども、仮に、現在ある通級指導教室の設置校における利用生徒のニーズに対応できるための研究という形で、複数の通級指導の担当の教員を配置するようなことも検討していただきながら、生徒のニーズに応えられるような通級指導教室の充実を目指していくという内容も入れていただけるとありがたいと考えています。

もう一点ですが、(1)～(3)に挙げられている点は全て高等学校にとっては重要な点だと思いますけれども、例えば「プレ支援シート」の活用マニュアルや「合理的配慮」実施マニュアル、個別の指導計画の作成支援体制等、ここに挙げられているようなことを実際に第3次のところで2～3年取り組んでいって、それらの成果を、例えば4年目辺りに全県に発信していくとか、発信する形はいろいろあると思うのですが、まだ高等学校の段階で、全県共通で取り組んでいく部分は小・中学校に比べると多いと思います。そんなこともあるので、例えば2009年に発行された『一人にひかり みんなのかがやき 高等学校における特別支援教育』というシリーズ本がありましたが、それ以来改訂されていなかったりしますので、それを新しく改訂する形が取れたらいいのではないかと考えています。

樋口座長

ありがとうございました。赤塚委員のお考えは、現在、通級指導教室が設置されている学校がもう少し力を上げて、先ほどの上原委員の言われた拠点校のようなイメージということでしょうか。ありがとうございました。

松嶋委員

主な取組の(1)(2)に関わる場所ですが、取組の方向性としてここに挙げられていることはとても大事なことで、この方向で進めていただければと考えています。

その中で、先ほど上原委員から拠点校のお話や、特別支援教育コーディネーターの専任化も出ましたが、それをシステムとして進めていくと同時に、やはりその人材をどう確保・育成していくのかは、どうしてもついてくると思います。そのときに、例えばここに挙げられている中で、高校にある分教室とどう連携していくかが出されていたり、人材育成という点では、交流人事等も挙げられていますが、今ある仕組みを活用しながら、それをこれからどう生かしていくかとか、時にどう変化させていくかということも今後あると思います。

例えば、交流人事と言ったときに、中学校と高等学校での人事交流が行われていたり、特別支援学校と高等学校でも行われていますが、なかなか全県を見たときに交流されている人事の人数といますか、交流されている方は実態からするとまだまだもっと増えていいのではないかと、まだ少ない状況だと思えます。

また、今ある通級指導教室もまだ3校という中で、特別支援学校から高等学校に人事交流で行く先生がそこで高等学校の教科をどう指導していくのかなどをいろいろ考えると、交流へのハードルもないと

は言えないのではないか。高等学校へ行ったときに、そこでの特別支援教育等に主に関わっていける状況になっているかどうかなどもそうです。

それから、中高交流なども、教科の面で交流を進められていると思うのですが、例えば今後、高等学校の先生が中学校の特別支援学級でぜひ研修を深めて、特別支援教育コーディネーター等を学びながら高等学校へというような交流の中身や在り方になっていくと、高等学校での特別支援教育の充実や推進につながっていくのではないかと思います。ですので、そういう意味での交流人事もいろいろ考えていけると思います。

あと、例えば1対1の交流だけではなく、高等学校から特別支援学校等へ、いわゆる研修として派遣してもらうような、そんな仕組みがあって、もっとハードルを下げて特別支援教育を高等学校の先生が実際の現場で学べるような仕組みや、分教室の連携と言ったときに、今も連携していますが、今後どう広げていくのかと思ったときに、例えば設置校の高等学校の先生方と共同で学習を進めるという意味では、ある意味、兼務のようなものをかけて、高校の先生が特別支援学校の分教室でも指導していける仕組みをつくるなど、いろいろ工夫していけることはあるのではないかと思います。

竹内委員

「4 今後の主な取組・骨子(案)」の(1)(2)についてです。

まず、一つ目が、(1)にある地区別特別支援教育協議会というのは、多分、高校教育課とそれぞれ各校の特別支援教育コーディネーターの先生方との集まりの会合かと思うのですが、やはり高校の先生方からお話を聞いても、それから小・中学校を含めた現場からしても、それぞれの情報共有というか、そういったところが本当にまだまだできていないというのが実感です。

こういった協議会というのは高等学校の場で立ち上がってきてはいますが、もっと中・高のつなぎ目の会議というか、そういう場が普通に設定されるようになっていくといいと思います。その場に出てくるのは地域の代表の特別支援教育コーディネーターの方でもいいですし、そういったところをLD通級の場に求めていただいてもいいと思うのですが、そういうつなぎのところが充実していくと、お互いにとっていいと思います。お互いというのは、高校の現場と小・中学校の現場です。

それから、(2)について、北信地区は通級指導教室を設置している高校がなく、多部制・単位制の高校もありません。ですので、これから多様なニーズと考えていったときに、北信地域にもあるといいと思いますし、この辺はどういった形がいいのかというのは、中学校の現場からではなかなかはっきりとしたことは分かりませんが、ただ、群馬県の太田フレックス高校の関係の方からお話を聞いたりすると、やはり多部制・単位制というか、そういった学校はこれからより一層ニーズが出てくると思うので、そういったことも含めて県として考えていただけるとありがたいと思います。

米倉委員

課題のところからですが、中学校の特別支援学級の卒業生の7割以上が高校に進学していて、個別の指導計画の作成率が5割に届かない状況とあります。先ほどの小・中学校の分母の話にもつながるのですが、通級指導教室ではほぼ100%指導計画は作成しているのではないかと思います。この数字の部分がこの課題認識として適切なのかは少し疑問です。

中学校の特別支援学級から高校へ進学した7割の生徒の学びがどのように保障されているかについて、この点をやはり充実させていくためには、高校でも少人数学級が絶対に必要ではないかと思っています。

それから、今後の取組ですが、(2)に通級指導教室の未設置地域への設置とあって、もう通級指導教室が始まっているところでは、生徒や教職員にとっても様々な成果があるとお聞きしています。ぜひ

増設を進めていただきたいと思いますと思っておりますが、あわせて、先ほども発言のあった特別支援教育コーディネーターの専任化や、通級指導教室の担当教員も専任配置されていないために、現場では大変な苦勞があると聞いています。増設に当たっては、やはり県としてしっかり人的配置を行った上で増設をしていただきたいと思います。

最後に、医療的ケアの必要な生徒の受入れも書いてもらっていますが、このためにはやはり多目的トイレやエレベーターなど、学習環境の整備が相当必要だと思いますので、そういった部分にも踏み込んで計画に記載していく必要があるのではないかと思います。

大井委員

(3) 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化について、小・中もそうだったのですが、なかなか学校だけではうまく連携できないところです。例えばここにもありますが、地域の担当者のケース会議について、地域によっては脈々と続いているところもあって学校現場の中にうまく呼んでいただけるケースもあるのですが、高校になると地域から離れた高校に行く場合があります。

市町村の中で就労の場やそのほか福祉の場などを用意するときは、やはりずっとライフステージの中でつながっていかないといけないとすごく感じていて、そうすると、やはり教育支援計画などが本当になくってはいけないと、地域にいて思います。

先ほどの小・中の不登校などの子どもたちも何かあると私たちのところに相談に来るのですが、こういうところを具体的に地域がどうやって学校とつながって、この子の社会へ出ていくところをつないでいくか、うまく組織の中で取り組んでいけるといいと感じています。

全然具体的でないのですが、以上です。

樋口座長

まだ御意見があると思うのですが、先に進めなければいけませんので、また伝え切れない御意見については、意見記入用紙を事務局へ出していただきたいと思います。

次に進めさせていただきます。「Ⅲ 特別支援学校における教育の充実」です。ここはいかがでしょうか。特別支援学校です。

米倉委員

現状のところからお願いしたいのですが、児童生徒数が4年間で57名増えていることに対し、教諭の数が29人の増員と資料から読むのですが、自立活動担当教員を毎年25人ずつ増やしていただいているので、4年間で100人ほど増えたのではないかと思います。この数字を見ると、現場の感覚でなかなか人が足りないという思いがあったのですが、そういったことが表れているのではないかと思います。

今後の主な取組・骨子(案)の(2)のところに、「働き方改革のため教育業務支援員や外部人材の効果的活用」とあって、今も様々な人が学校現場に入っているのですが、やはり必要な職については、支援員という立場ではなく正規で採用して、教職員の増員をしっかりと行っていくことが絶対に必要だと思います。人的配置の面での教育条件の整備について記載が必要だと思うので、お願いします。

樋口座長

こちらの現状のところ、事務局にお伺いしたいのですが、特別支援学校の不足教室数が増えてしまっているというのは、減っているの間違いではないですか。令和元年に44教室が、令和3年には69教

室に、不足教室が増えたということですか。

事務局

この点につきましては、文部科学省が不定期に調査するもので、直近では令和3年度、その前は令和元年度に調査が行われたものです。令和3年度については、児童生徒数が増えている中で狭隘化、手狭さがさらに高まっている状況の中で、不足教室数が増えているという状況でございます。

樋口座長

わずかに児童生徒が増えたけれども、不足教室数は20教室ほどさらに足りなくなっている状況ということでもよろしいですね。ありがとうございました。

特別支援学校における教育の充実というところでいかがでしょうか。

米倉委員

今、話題になった不足教室のところですが、やはり不足教室が増えている現状で、応急措置的な対応では、なかなかこの点は改善していかないと思います。施設整備基本方針も出されているわけですが、子どもたちに豊かな学習環境を保障していくためには、具体的な改善の方向を次期推進計画には記載していく必要があると思います。

あわせて、骨子案の(2)のほうで、多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化とありますが、この中で書かれているのが、ICTと外部人材の活用しか書かれていないと私は読んでいます。特別支援学校に求められている専門性はこの2点だけではないはずです。

これまでも工夫を凝らして行われてきた教育実践など、教育や子どもたちの捉え方の本質の部分で求められる専門性という部分がこの骨子案の中には欠けてしまっているのではないかと思います。ICTや外部人材の活用は以前の資料にもあった応用行動分析の活用といった一面的な専門性の向上のみを目指すということではなく、全ての子どもたちが豊かに発達していくことを支える、発達を保障していくための教育となるような記載の検討をお願いしたいと思います。

竹内委員

今後の取組のところの(3)が中心になると思います。当然、子どもたちの個の状況というのは重度化したり、多様化することはこの先も考えられます。そういったときにやはり、例えば就労体制も多様性が必要と思うと、本当にかじって勉強しただけですが、東大の近藤先生が研究されていた短時間雇用のシステムや、そういったものを長野県としても就労モデルとして検討したり、前に見学に行かせていただいたのですが、チョークをつくっている日本理化学工業ですが、あちらの会社の方は、「うちの会社は、人に合わせるということをお前提として理念として掲げている」とおっしゃっていました。そういった企業との連携といったことを、長野県として特別支援学校を卒業してから、先ほどのウェルビーイング、一人一人の多様性に応じて充実した将来を過ごしていくときに、学校現場だけではなく、そういった企業連携や社会全体のモデルが変わっていくといいと感じています。

松嶋委員

今後の主な取組の(1)(2)に関わっては、先ほど米倉委員から学びを充実させていくことに触れられた部分もあると思うのですが、ハードの部分とソフトの部分を両輪として、両方進めていくという点でこの(1)(2)はセットになってくるのではないかと思います。それが何のためかと考えたときに、やはり子どもたちの学びを充実させていくためにあることは、皆さんも承知されているところ

だと思うので、そういうことが分かるような表記といたしますか、伝え方にしていければいいのではないかと考えています。

それから、小・中学校や高等学校のところでも触れられていた、専門性の向上やインクルーシブな教育を支えるセンター的機能という点では、人事の交流も含めた人材育成というところも触れられていくと思っています。やはり小・中・高等学校の状況を知らないと、特別支援学校の中でもそれに応じた専門性の何を整えていくかが具体的ににならないですし、また、側面として、特校でももちろんやっていくのですが、小・中・高等学校の中でもどう人材育成をしていくかを、外部資源の活用も含めながら、これは共に考えていかなければいけないことだと思います。

永松委員

1点だけ、課題の2番が、これは教育の多様化する実態に応じた専門性強化ということでしょうけれども、書いてあるのが医療的ケア・強度行動障がいと、どちらかというところと障がいの重い子どもたちの問題が前面に出ているのですが、これに対応して、多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化という取組の(2)は、逆にその辺りがどちらかというところと出ていなくて、準ずる教育課程であるとか、個別的なニーズに応じるようなICT活用となっているので、非常に障がいの重い子どもたちから、準ずる教育課程で教育支援を考える子どもまで含めての多様性だと思うので、この辺の表記上のバランスを取ってもらったほうが分かりやすいと思いました。

樋口座長

ありがとうございました。そこのバランスについてはまた事務局で御検討ください。

では、次に行きたいと思いますので、また御意見がありましたら、意見提出用紙に御記入ください。

「Ⅳ 地域連携・教育支援の充実」というところではいかがでしょうか。

米倉委員

この骨子案の中に該当する部分がないのかもしれないのですが、松本にある障がい児の入所施設「信濃学園」では、虐待やネグレクトなど、様々な家庭環境を抱えた障がい児が入所していると思いますが、なかなか家庭で困難な状況があったとしても、空きを待たないと入所ができないという状況がある話も聞きました。子ども、家庭共に、支援の必要性がとても高いケースであったとしても、なかなか入所ができないという課題について、これはやはり教育現場だけではなかなか改善が難しいと思うので、県として、福祉をはじめとして関係機関で連携をして、改善をしていくべき課題ではないかと考えます。

セーフティーネットのような部分になると思うのですが、現在の骨子案の項目に該当する部分が分からなかったので発言させていただきました。検討していただければと思います。

樋口座長

信濃学園は私の松本大学のすぐ近くにあるのですが、これは何か関係する部局・部署で、何かお答えできることはありますか。

こども・家庭課

今日は初参加で、また、私の勉強不足で、また調べてお答えできる場所はお答えしたいと思います。

樋口座長

ほかの点で、地域連携・教育支援の充実ということではいかがでしょうか。

永松委員

取組・骨子（案）の（２）の例として挙がっているところですが、機能強化支援の中の一つで、「就学判断プロセスにおける発達障がい者専門医との連携・協力体制の明確化」ということですが、今日、特別支援教育をめぐる最近の動向の中でも触れられていた、本県独自の発達障がい者専門医の養成ということと連動してくるかと思えます。

本当にドクターたちは非常に御多忙で、なかなか就学判断プロセスに関わってくるということが現実には相当難しいと私は理解しているのですが、この見通しというのは、この専門医の養成と連動して、本当にどの程度この取組・骨子（案）に入れられるのか、現段階の見通しがあれば教えていただきたいと思えます。

樋口座長

これは特別支援教育課でということですね。お願いします。

事務局

発達障がいに関する専門医につきましては、保健・疾病対策課が４年ほど前から５年計画で県内の専門医、あるいは診療医を増やしましょうという取り組んでおります。それは医療面での取組になってくるのですが、永松委員から御発言いただいた趣旨としますと、やはり教育現場の就学相談や就学判断のところで、例えば診療待ちだったり、あるいは先生によって判断に悩まれるケースがあったり、いろいろあると思えます。適切な学びの場の関係については徐々に進めておりまして、この発達障がいの関係についても、今、永松委員からお話しいただいたので、そういった視点も大事にこれからやっていきたいと思えます。

樋口座長

よろしいでしょうか。

永松委員

ありがとうございます。一応、推進計画に盛り込むということは、当然その評価が数年後には必要になってくるということですので、そういう意味で、ある程度成果が出せるような見込みがあるのかと思って質問した次第です。ありがとうございました。

熊谷委員

ここにあまり明確に書いていないところではあるのですが、今やはり放課後デイサービスを利用しているお子さんが、かなり特別支援学校も特別支援学級も多くなってきているというところで、医療・保健・福祉ですけれども、福祉との連携はかなり家庭支援で大きいと思えますので、支援会議など情報共有だったり、連携の強化というところをもう少し明確に書いていただけないかと思えます。いかがでしょうか。

樋口座長

福祉サイドの連携強化、また、保健・福祉・労働、卒業後、あるいは就学前の関係機関との連携の強化ということですね。ありがとうございます。

竹内委員

この特別支援教育連携協議会という会議の枠を多分超えたことになるだろうと思うのですが、うちの学校の圏域の飯山養護の連携協議会というのは、本当にいろいろなところで活躍していただいて、僕たち現場でもすごく助かっています。そこに絡んでくる福祉の方や行政の方、医療現場の方も最近入って、いろいろな会合等にも声をかけていただいているのが、うちの学校の近隣の動きになっています。

これから考えていくときに、「3 連携協議会委員からの主なご意見」というところの最後に、「子どもの自己肯定感を高めるためには」と書いてあるのですが、それが成立していくには、やはり大人の考え方が今のままでは駄目だと思います。その一段上に書いてありますが、障がいの社会モデルを当たり前に大人が考えて、そういう環境として発信できていくような長野県になっていく必要があると思います。

この会議の場で検討する枠組みを大きく超えていると思うのですが、この会合に参加して下さっている現場の人たちと、県庁の中でいろいろな課の方が参加されていますので、そういった方々がいろいろなところと連携を取りながら、子どもたちの将来をつくり上げていけるようになっていくといいと思います。

漠然とした意見ですみませんが、以上です。

赤塚委員

主な取組の(1)に特に関連した内容になると思います。

連携強化や情報共有など、いろいろここには出てきていますが、先ほど大井委員が、教育支援計画のようなものがやはり必要だとおっしゃっていました。私もそれが非常に大事ではないかと思っています。

(1)の連携支援システムの見える化とありますが、例えば、本人や保護者にとってこれが見えるものというのは、やはり支援会議を行う現場もありますが、それによって作成された教育支援計画だと思います。そういうものが本人や保護者との合意形成で成り立って、本人や保護者と関係機関との信頼関係が繋がっていったり、関係者同士との連携もそれを基に繋がっていく、それが最終的に高校入試の合理的配慮や、高校へ引き継がれるものになっていくと思いますので、ぜひ個別の教育支援計画をこの連携のツールとして大事に取り上げていただくような表記の仕方を入れていただけないかと考えています。

現場では、個別の指導計画に加えて教育支援計画もつくるのかという形になるかもしれませんが、県のほうで既に示していただいている簡易版がありますので、それを進めていただくことでも十分実際の形になって、評価もできるものとなっていくと思いますので、そんなところを取り入れていただけるとありがたいと思います。

樋口座長

ありがとうございました。県では、県の統一版という個別の指導計画と個別の教育支援計画を進めていると伺っております。

大井委員

主な取組・骨子(案)の全体にも関わってくるのですが、今、赤塚委員もおっしゃいましたけれども、やはり教育支援計画のような人生全体を見渡したものが必要だと思います。私も学校現場にいたときはありがたみを感じなかったのですが、前にも言ったかもしれませんが、実際に学校にいる期間は保育園や幼稚園も含めてたかだか15~16年です。その前はともかく、その後はとても長くて、それまでその子どもさんなり、その人が誰と関わって、どんな支援を受けて、どんなふうにつながってき

ているのかを見える化することによって、引継ぎがスムーズになります。

支援する人はどんどん変わっていきます。私も地域にいて、今、一生懸命やっている方もどなたかに引き継いでいくことになるわけなので、そういうことは本当にきちんとやっていかなくてはいけないと思います。

実際には学校もそうですが、地域の福祉の方、まいさぼや社協とか医療など、ものすごくその人の人生を支えることはたくさんあります。前に支援マップというものもありましたが、そういうことも含めてきちんとやっておく必要がありますし、盛り込めたらいいと思います。

もう一つは、(3) 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進です。地域交流スペースという言葉がここにあったのでこれは一つの例ですけれども、この頃、私たちは地域のいろいろな場所に見学に行きまして、塩尻市の「えんてらす」というところがあったのですが、そこはすごくいろいろな方、老人や障がいのある方、小さい子たち、学齢期の子など、地域の交流をコンセプトにしていたので、そういうモデルをうまくこの中に取り込んでいけたらいいなと感じています。

樋口座長

学校現場にいるときにはなかなか個別の教育支援計画のありがたみが分からなかったというお話でした。

実際に私も学生からの質問を受けたときに、個別の教育支援計画がその後の人生の個別支援計画につながっていくと説明はするのですが、実際に福祉の現場にどのように受け止められて情報共有されているのかというところは、まだよく分かっていないといえますか、どうなっているのかというところもありますので、それについても具体的に進めていただけると、本当の地域連携につながると思っております。

ほかの点でいかがでしょうか。

それでは、私から、この地域連携・教育支援の充実のところの一つ意見を言わせていただきます。今後の主な取組・骨子(案)の(2)就学相談・教育支援の機能強化支援の中の、学びの場の見直しといえますか、学びの場そのものになってくるかと思いますが、都道府県立ではなく、市町村立の特別支援学校について、たしか第2次のときにも、できる限り県が支援していくという形で方向性は出されていたと思うのですが、須坂支援学校以外、なかなか手を挙げてくれる市や町がないという現状があると思います。

先日、私の学生の教育実習の関係で、新潟県の長岡市立総合支援学校に連絡を取ったことがありました。それでふと見たら、新潟県は10校以上、市立の特別支援学校がありました。都道府県に障がいのある子を任せるのではなく、やはり障がいのある子どもの教育も地域でしっかり見ていこうという気持ちがあるらしいです。しかし、教頭先生に伺ったのですが、なぜ新潟県に市立の特別支援学校が多いのか、本当のところはよく分からないということでした。ぜひ新潟県の視察などをして、新潟県に学んで、より地域の中で障がいの重い子も教育が受けられるような方向性を探してほしいと思っております。

それでは、全体を通して、もう少し時間がありますので、先ほど言い足りなかったなどの御意見がありましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

永松委員

1点お願いします。改めて1番の小・中からはじめて、2、3、特別支援までの取組・骨子(案)を

横に並べて見ると、まず一つは言葉の統一が取れているところと取れていないところがあります。やはりここを横軸で整理すると、特別支援教育全体で長野県が目指そうとしているところと、個別学校の種類によって現状に合わせて取組をしようとしているところがもう少しきちんと整理して見えてくると思いました。

これは今日の会議の冒頭で、竹内委員から全体を見通した、俯瞰した図について御提案がありました。そこにも通じるところかと思いますが、その辺の整理があってもいいと思いました。

樋口座長

ありがとうございました。紙をばらばらにして並べてみると分かるかもしれないですね。すみません、私はそんなことを一回もしてみませんでした。

ほかの点でいかがでしょうか。

市川委員から、先ほど言葉が分からないということだけ伺っていましたが、全体を通してどこでも結構ですので、御意見をいただけたらと思います。

市川委員

全体を通して、とても難しいので分からないのですが、子ども一人一人に対して個別支援計画はとても大切なことだとよく分かったことと、特別支援学校においては、本当にいろいろな子どもたちがいるので、学校の整備を充実してほしいということをお願いしたいです。

あとは、私の周りでも今、不登校の子がとても多いので、そういった子たちのニーズといいますか、学べる場を本当に充実してほしいということをお願いしたいと思います。

樋口座長

ありがとうございました。突然指名してしまって申し訳ありませんでした。

全体を通していかがでしょうか。

それでは、また意見提出用紙で出させていただくことにしまして、今回、それから意見提出用紙で出させていただく委員の皆さんの御意見を踏まえ、次回の協議においては、先ほど課長からもお話がありましたが、次期特別支援教育推進計画の原案という形で提案をしていただきたいと思います。

それでは、ここで司会を事務局へお返しします。お願いします。

5 その他

6 閉会